

くらしを応援！ayase ギフトクーポン事業「あや Pon！」

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

加盟店規約

(総則)

第1条 本規約は、くらしを応援！ayase ギフトクーポン事業「あや Pon！」（以下「あや Pon!」）という加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定める「デジタルクーポン又は紙クーポン」（以下、「クーポン等」という。）による商品又はサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、綾瀬市役所（以下、「市」とする。）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の方法により市に申し込み、市が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 「クーポン等」とは、対象地域の加盟店にて、令和8年8月31日までに限って利用出来る市が発行する「あや Pon!」をいいます。
- (3) 「利用者」とは、市が規定した「「あや Pon!」利用者規約」を承諾のうえ、クーポン等を加盟店で利用する者をいいます。
- (4) 「クーポン等取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額をクーポン等で取引することをいいます。
- (5) 「クーポン等取引精算」とは、加盟店と市が本契約に基づき、クーポン等取引に対する精算をいいます。
- (6) 「消し込み」とは、利用者が「あや Pon!」ギフトクーポンを加盟店で利用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること又はバーコードを読み取ること等により、クーポン等を利用済み登録又は金額減算することをいいます。
- (7) 「バーコード」とは、クーポン等取引に関し、市が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って市が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他市が指定する方法により加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店又は市が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）におけるクーポン等取引に必要となる情報を記録したものをいいます。

- (8) 「電子スタンプ」とは、利用者がクーポン等を利用した際に、加盟店が「あやPon!」ギフトクーポンの消し込み等を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

(加盟店)

第3条 加盟店は、クーポン等が利用できる店舗、施設（以下「クーポン等取扱店舗」という）をあらかじめ市に所定の登録サイトをもって申請し、市の承認を得るものとします。市は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、クーポン等取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。

2 加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとします。

3 加盟店は、市からクーポン等の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

4 加盟店は、市がクーポン等の利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

5 加盟店は、電子スタンプ又はバーコード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。

6 加盟店は、本事業の終了後、速やかに加盟店証を取外すものとします。また市が支給した備品（スタンプ・販促ツール・マニュアル等）は加盟店の責任において破棄するものとします。なお、備品のうちスタンプについては、今後の同様の事業を行う際に、再度利用が可能なため、加盟店にて保管又は市へ返却することも可能とします。ただし、保管・返却にかかる費用は加盟店の負担とします。

(届出事項の変更)

第4条 加盟店は、市に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により市へ届出、承認を得るものとします。

2 前項の届出がないために、市からの通知又は送付書類、換金精算代金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

(地位の譲渡等)

第5条 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、加盟店の市に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

(業務の委託)

第6条 市は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとする。その場合第三者が市と協議した方法で加盟店との対応を取り行うものとします。

2 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。

3 前項にかかわらず、市が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。

4 前項により市が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者(以下「業務代行者」という)が委託業務に関連して市に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して市の損害を賠償するものとします。

5 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に市の承諾を得るものとします。

(加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等)

第7条 加盟店は、本規約及び市が別途提供するクーポン等取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとします。

2 加盟店は、有効なクーポン等を提示した利用者に対し、クーポン等の取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、クーポン等の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、クーポン等の利用者に対し不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3 加盟店は、有効なクーポン等の利用者からクーポン等の取扱い又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店とクーポン等の利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

4 加盟店は、クーポン等取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。

(1) クーポン等利用画面

(2) クーポン等利用金額

(3) クーポン等に電子スタンプを押下又は利用者が決済ボタンを押した後、支払完了画面に加盟店名、決済金額及び決済日時が表示されていること

- 5 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、クーポン等取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも市は責任を負わないものとします。
- 6 加盟店は、以下の場合には、電子スタンプによる消し込みは行わず加盟店毎に個別に割り当てた数字で消し込みを実施するものとします。
 - (1) 電子スタンプの故障により消し込み行為が行えないことで「あやPon!」ギフトクーポン取引が行えない場合
- 7 市は、電子スタンプ又はバーコードによる消し込みがあった場合に、市が定める日にデータを更新します。なお、加盟店は、売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとします。
- 8 加盟店は、1件のクーポン等取引として処理されるものを、金額の分割等により複数のクーポン等取引にすることを禁じます。
- 9 加盟店は、市の指示を遵守するものとします。

(電子スタンプ)

第8条 市は、加盟店に電子スタンプ無償にて提供いたします。

- 2 加盟店は、市の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタンプを利用及び保管するものとします。
- 3 加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要があるときは、市へ速やかに報告し、その後の対応は市の指示に従うこととします。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生することがあるものとします。
- 4 加盟店は、電子スタンプの設置場所を移動する場合には、あらかじめ市に届出等を行うものとします。
- 5 加盟店は、加盟店解約及び取消時には、貸与されている電子スタンプを全て市に返却するものとします。

(バーコードの提示等)

第9条 クーポン等の利用開始日より、加盟店は、クーポン等が利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置をクーポン等取扱マニュアル及び市が指定する方法に従って講じるものとします。第2号に定める措置の不備

によりバーコードの読取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、市はその責任を負わないものとします。

- (1) 第3条第2項に規定する措置を講じること
 - (2) バーコードをクーポン等の利用者に提示すること
 - (3) 前2号の他市が別途通知した措置
- 2 加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、市の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
- (1) クーポン等取扱店舗以外の場所でバーコードを提示するなど、クーポン等取扱店舗以外の場所においてクーポン等の利用ができることを示すこと
 - (2) 前項に定める措置を市が不適切と判断する態様で行うこと
 - (3) 前2号のほか、クーポン等取扱マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと
- 3 加盟店は、市から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、市から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

(取引の取り消し及び返金の禁止)

第10条 加盟店は、クーポン等取引の取り消しを申し出た利用者に対し、原則として、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

(対象商品等)

第11条 クーポン等は、加盟店が取扱うふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品提供等について利用できるものとします。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

(釣り銭)

第12条 加盟店はクーポン等取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとします。

(商品等の引き渡し)

第13条 加盟店は、商品提供等行う場合、クーポン等の利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとします。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合には、クーポン等の利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

(利用上限額)

第14条 加盟店の業種によらず、利用者との「あやPon!」ギフトクーポン取引金額の上限はございません。

(クーポン等の不正利用等)

第15条 加盟店は、提示されたクーポン等の真贋に疑義があった場合には、クーポン等提示者又は利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに市に連絡するものとしします。

- 2 加盟店は、提示されたクーポン等の金額に対して電子スタンプで消し込みを実施する際、第7条第4項第3号のスタンプ印が表示されない場合には、利用者に対してクーポン等の取引を行ってはならないものとしします。
- 3 加盟店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額又は決済日時が表示されない場合には、使用者に対してクーポン等の取引を行ってはならないものとしします。
- 4 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとしします。
- 5 偽造、変造、模造されたクーポン等に起因する売上等が発生し、市がクーポン等の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとしします。また、加盟店は、市から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとしします。
- 6 本券は、不正な他店舗での利用を防止するため、以下のいずれかの方法で適切に処理をするものとする。
 - (1) シュレッダーによる破棄：使用済みの本券は、速やかにシュレッダーにて完全に破棄するものとする。
 - (2) 厳重な保管：2026年9月30日までは、本券を紛失・盗難のないよう、厳重に保管するものとする。

(売上債権の譲渡)

第16条 本契約に基づき加盟店が市に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、市は当該債権を市所定の手続きに従って処理するものとし、市は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。

(換金手数料及び精算)

第17条 本契約において「換金手数料」とは、クーポン等取引の精算に関し、市が所定の基準により算定する手数料をいいます。もっとも、市は換金手数料を徴収せず、加盟店はこれを市に支払う義務を負いません。

2 市が加盟店に対し支払うクーポン等取引精算代金は、市が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に市に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、換金手数料を差し引いた金額を、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

(加盟取消し)

第18条 加盟店が以下の事項に該当する場合、市は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合市に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) 加盟店又は加盟店の従業員及び加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
 - (2) 加盟店申込書等加盟の際に市に提出した書面に虚偽の申請があったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (4) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に違反すると市が判断したとき
 - (5) 加盟店が市の信用を失墜させる行為を行ったと市が判断したとき
 - (6) 加盟店として不適当と市が判断したとき
- 2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、市が支給した備品を速やかに返却するものとします。

(買戻特約等)

第19条 加盟店が本契約に違反してクーポン等取引を行った疑いがあると認められた場合は、市は調査が完了するまでクーポン等取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、クーポン等取引精算を取消し又は解除することができるものとします。なお、加盟店は市の調査に協力するものとします。調査が完了し、市が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、市は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(反社会勢力との取引拒絶)

第20条 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
 - (2) 暴力団員(暴力団の構成員)
 - (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
 - (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
 - (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者)
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者)
 - (7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
- 2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると市が認めた場合、市は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合市に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、市は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、クーポン等取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。
- 3 加盟店が第1項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると市が認めた場合には、市は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、クーポン等取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4 市は加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくクーポン等取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、クーポン等取引を行うことができないものとしします。

(クーポン等の利用停止)

第21条 加盟店が第7条(加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等)に違反、第18条(加盟取消し)に該当した場合、及び第20条(反社会的勢力との取引拒絶)に違反した場合、又は該当する疑いがあると市が認めた場合、市は契約を解除するか否かにかかわらず、クーポン等取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとしします。なお、この場合には、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。

(有効期間)

第22条 本規約の有効期間は令和8年9月30日までとしします。

(規約の変更)

第23条 市は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとしします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとしします。

(合意管轄裁判所)

第24条 加盟店は、クーポン等に関して市との間に紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意しします。

(準拠法)

第25条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとしします。

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯 出資や債務の支払い、事業所間の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等 出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他市が不適切と判断する取引	